

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	職業能力開発促進法			法令番号	昭和44年法律第64号			
手続名	職業訓練法人の設立の認可			根拠条項	第35条第1項 第36条			
審査基準	・昭和44年10月1日訓発第248号労働省職業訓練局長通達「新職業訓練法の施行について」第六の一（一）（別添1）							
受付機関	産業人材課	処理機関	産業人材課	交付機関	産業人材課	標準処理期間	15日	目次
						標準経由期間	日	